

V 三重県議会議員の報酬のあり方について

IからIVを踏まえ、さらに、議員の活動日数等をもとに議員報酬のあり方と報酬額を検討した先行事例である会津若松市議会（平成22年12月2日「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告）と北海道福島町（平成22年12月「議員定数と議員歳費に関する答申」）を参考にしつつ（別添資料を参照）、三重県議会議員の議員報酬のあり方について、以下のように中間的な取りまとめを行った。なお、政務調査費のあり方については、今後、集中検討の予定である。

1 基本的な考え方

(1) 公選職という観点

普通地方公共団体の議会の議員は、広く地方公務員であるが、特別職とされ、しかも、住民によって直接選挙されて、4年間、その職に就任するという点で他の特別職（例えば、就任にあたって議会の同意を必要とする副知事・副市町村長）と区別される。その間、住民の代表として住民の負託にこたえる責務を負っている。こうした点で、議会議員という職を公選職として位置づけることができる。公選職として位置づけられる点では、普通地方公共団体の長（知事・市町村長）と同様である。

一般職の地方公務員が「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて」任用されるに対し、議会の議員は選挙を経て選挙管理委員長から当選証書を授与されて議員職に就任する。これにより、一般職の職員に適用される地方公務員法は適用されず、例えば勤務時間や職務専念義務の定めはない。

議員の活動は、住民を代表してその意思を当該自治体の政策運営に反映させ、首長等の事務事業執行を監視するという目的を達成するために行われるものであり、その活動が、場所的に議会内に限定されるとか、勤務時間が定まっているということはない。公選職としての議員は、目的達成のためにいかなる活動を行うのかに関して自律的に判断・行動し、住民に対してその責任をとる立場にある。議員には、1日24時間、1年365日、常に「待機中」という緊張感が付いて回っているのも、公選職であるがゆえである。

こうした点を考えれば、議員職を一般職の職員と同列に捉えることは適当でない。地方自治法上も、非常勤の一般職の職員を包括的に規定している現行の第203条とは切り放して独自の規定にすることが望まれる。本調査会としては、議員報酬のあり方について、議会議員を公選職として位置づけるという展望的な観点に立って検討することとしたい。

この観点は、かねてより全国都道府県議会議長会が「住民から選挙で選ばれる『公選職』としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにする」ことを国に要請していること（例えば平成22年1月21日の「議会機能の充実強化を

求める緊急要請)と軌を一にしている。

なお、合議体としての議会の機能を適正かつ効率的に果たしていくためには、その構成員たる議員同士が、一定の運営・管理のルールを定め、その遵守のもとに行動することは当然である。それゆえ、議長・副議長、各種委員長・副委員長などや会派による議会の運営・管理も議員としての重要な活動である。

(2) 有給職という観点

現行地方自治法は、地方議会の議員に対しては、固有の名称の「議員報酬」を条例に基づいて支給しなければならないとしており、この点で議員職は有給職である。ただし、「議員報酬」という名称が付されても、「報酬」といつている以上、「一定の役務の対価として与えられる反対給付」であることに変わりがないとされ、いわゆる生活給とはみなされてはいない。

議員の活動は自治体の活動において不可欠な活動であるという意味において公務性を帯び、だからこそ有給の扱いとなっているといえる。第2次世界大戦前のように議員職を実費弁償程度の扱いで済む名誉職と扱う考え方は明確に否定されている。

問題は、「一定の役務」という場合の役務の範囲が明確に定められないため、その対価をといっても一義的には決めがたいことである。

本調査会は、現に三重県議会議員がどのような活動にどれくらいの時間をかけているか、その実態を調査し、県民に対して議員報酬の対象になしうると説明ができる議員活動を探り出した結果、県議会議員は本会議等の定められた活動だけでなく、それに付随した活動や政務調査活動に年間相当の時間・日数を費やしており、議員としての活動に専従している実状が明らかになった。

また、現在の自治体の事務権限は総合的であり、取り扱う政策領域が広範であることから、議事機関としての議会の任務を遂行する議員の活動は多岐にわたっており、多くの時間を割かざるを得ない。

これらを踏まえ、4年の任期の間、その活動に専従できる条件をできるだけ整える方向で議員報酬のあり方を検討することが望ましいと考える。

なお、今日、地方議員はボランティアでよいのではないかという考え方があるが、少なくとも、三重県議会議員の活動実態をみれば、議員職がボランティアによる社会貢献活動で務まるとは思えない。

また、ボランティアでよいのではないかという考え方には、広範囲の人が自分の空いた時間に議会に参加できるというイメージがあるが、逆に、議員のボランティア化は、時間と財力がある人だけが議員になれることにつながりかねないとも言える。地方公共団体としての意思決定を行う議会が幅広い層の人によって構成されるようにするには、むしろ一定レベルの報酬を支払い、議員活動に専念できる仕組みが必要であると考えられる。

(3) 長の給与との比較という観点

ア 公選職同士の比較

三重県でも、知事は、議会の議員の議員報酬の額または知事若しくは副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報

酬等の額について、特別職報酬等審議会の意見を聞くものとされてきた。その際、一般職とは区別される「特別職」には、副知事も含まれている。議会議員を公選職と位置づけるという本調査会の展望的観点に立てば、議員報酬のあり方は同じ公選職である知事の給与を基礎として検討することが適切であると考えられる。特別職とはいえ副知事は広義では知事の補助職員というべき存在であるから、その給与を比較の対象に入れて議員報酬のあり方を考えることは適当でない。

イ 職務活動の量的質的な差

知事と議員は同じ公選職であるが、二元代表制の下で対等なのは、執行機関としての知事と議事機関としての議会であって、二元代表制を理由に議会の構成員である議員と知事とが対等であるとみなすのには無理がある。独任の知事と合議体の一員としての議員との間には権限と責任において違いがあることは明白である。問題はそうした違いをどの程度、勘案して議員報酬のあり方を考えるかである。

一つは、職務活動の量的な差である。その実態を把握するため、本調査会は、三重県知事の公務遂行時間数についての調査を知事室へ要請した。三重県議会議員のアンケート調査と同様に平成22年9月1日から平成23年8月31日までの1年間における知事の公務遂行時間数は、議員と同様に3時間単位で算出すると、3,282時間であった。公務遂行時間とは、知事公舎を出発してから公舎に戻ってくるまでの時間としている。これは、いわば知事としての勤務時間であるといえる。

もう一つは、職務権限の差、いわば責任の度合いの差である。現行地方自治法上は、長は、「当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」立場にあり、議会の議決を要する事件につきその議案を提出し、予算を調製し、及びこれを執行し、地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科し、決算を議会の認定に付し、会計を監督するなどの権限を有し、補助機関である職員を指揮監督しつつ、そうした事務を「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務」を負っている。

一方、現行地方自治法は、「普通地方公共団体に議会を置く」とし、その議会は、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること等に関する議決をしなければならないと定めているが、議員の職務についてはなんら規定をしていない。議員は、全員で、議会に託された責務を遂行する権限を行使し、責任を負うということになっている。

このこともあって、知事と議員の職務活動の質的な差を数値化することは困難である。しかし、知事の職務上の権限と責任を踏まえれば、かりに知事の責任の度合いを比率で1としたとき、議員のそれが1を超えることはないと考えるのが自然である。その意味で、知事の給与が議員報酬の上限額としての性質を有すると考えても無理はない。問題は、知事の給与に対する議員報酬の比率をどう見積るかである。

ウ 知事の給料と議員の報酬を比較

知事の給与には、給料、手当及び旅費が含まれ、給料（「正規の勤務時間による勤務に対する報酬」と）と旅費は支給しなければならないとされているが、手当は「支給することができる」とされて、その支給を義務付けてはいない。

支給の義務付けという点を重視するならば、条例本則で規定している知事の給料と議員の報酬を比較することが適当である。

その際、期末手当を入れて考えるかどうかの問題になる。三重県の場合は、期末手当については、議員の場合は、議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5を乗じて得た額とするとされ、知事の場合は、その額は、給料月額及び給料月額に100の20を乗じて得た額の合計額に、6月は100分の187.5、12月は100分の202.5を乗じて得た額とされている。

期末手当も課税対象となる所得であるから、議員及び知事の所得の大きさを示すには意義があるが、議員と知事では期末手当の支給率に違いがないから、議員報酬月額と知事給料月額との比較を基礎として検討すればよいと考えられる。

エ 退職金の扱い

「知事の給与等」の中に、知事にのみ支給される退職金を含めるか否かが重要な検討課題となる。

知事に退職金が支給される根拠は、地方自治法第204条第2項の規定に基づき、県が条例により支給することを定めているところにある。これに対し、議員に関する規定である同法第203条には退職手当に関する定めがないことから、議員には退職金が支給されない。このような扱いの違いが生じているのは、知事が常勤職とみなされてきたのに対して、議員は長らく非常勤の職として位置づけられてきたことが主な理由であると考えられる。

知事に対する退職金は各自治体の条例に基づき支給されるため、自治体ごとに金額が異なっている。任期を更新するごとに退職手当は発生するため、例えば3期以上勤めた場合、受け取り総額が億を超えるケースも少なくない。退職金は、月給に在職月数と支給率を掛け合わせて算定されているが、課税対象となる所得である。ただし、これには優遇税制の恩恵がある。現行では、課税対象となる所得額を計算する際、退職金額から勤続年数に応じた「退職所得控除」を差し引き、さらに全体を半額にする「2分の1課税」を行う仕組みとなっている。

三重県の「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例」によると、知事が退職した場合には退職手当を支給するとし、退職手当は、知事の任期ごとに支給し、その額は、退職した日における知事の給料月額に知事としての在職月数を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額ととしている。知事の給料は月額128万円であるから、4年間務めるとすると、 $128 \text{万円} \times 48 \text{月} \times 0.7 = 4,300.8 \text{万円}$ となる。これを月額換算すると89.6万円であるから、これを加えると、知事の月額所得は217.6万円となる。議員報酬は、議長が月額102万円、副議長が月額90万円、議員が月額83万円であるから、これらを知事の給料額128万円で比較する

のか、退職手当を月額所得に組み込んだ額 217.6 万円と比較するかでは、議員報酬のあり方に相当な違いが生じてくる。

知事への退職金支給は法的根拠に基づくものではあるが、戦前に常勤職の国の官吏であった知事が、戦後改革で公選職に変わったにもかかわらず、退職金支給の当否はほとんど検討されることなく、当然視されて存続してきた面を否定できない。

二元代表制に基づく同じ公選職でありながら、知事にのみ退職金が支給されることは、議員活動の専従化が進みつつある状況の中では、ますます合理的説明が難しくなっているのではないかとも考えるが、その是非については、本調査会が諮問を受けた範囲外のことであり、これを与えられた条件として捉え、これ以上は論じないこととする。

そこで、改めて知事に対する退職金を「知事の給与等」に含めるか否かを考えることにする。

住民の行政への関心が高まり、厳しい監視の目が向けられるようになった現在においては、4年の任期ごとに相当高額の退職金を受け取ることに對して、普通の住民の感覚からは強い違和感や疑問がぬぐえず、社会的批判が高まってきている。このような背景を受けて、首長自らも選挙公約等に掲げたことにより退職金の減額や返上を行う事例が各地で見られるようになっており、現三重県知事も約 4,300 万円の退職金をゼロとすることになっている。

現段階で、このような状況を考慮の外に置き、退職金を含めた知事給与の額と議員報酬とを比較して議員報酬のあり方を求めることについては、県民の理解を得られにくいと考える。したがって、条例本則で支給の義務付けのある議員報酬と知事給料を比較することが妥当であると判断する。

* 現在、条例本則に定める知事給料や議員報酬額を特例条例や条例附則により減額している例が多くみられる。三重県でも、平成 23 年 7 月 1 日に「知事の給与の特例に関する条例」が施行され、「この条例の施行の際現に知事の職にある者（以下「知事」という。）の給料の額は、「知事の月額からその 100 分の 30 に相当する額を減じて得た額とする。」とし、また、「知事の期末手当の額は、知事等給与条例第四条の規定にかかわらず、同条ただし書の規定により算定した額からその 100 分の 50 に相当する額を減じて得た額とする。」とし、さらに、「知事には、知事等給与条例第五条の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。」としている。これによって、現三重県知事の給与（給料・期末手当）は、退職するまで年額約 1,375 万円で、全国の知事の中では最低水準となっており、退職金も支給されない。

(4) 議長・副議長に対する役職加算

議員報酬を年功序列的な体系（一種の能力評価制度）として構築することは困難である。合議体の構成員としては、議員は相互に對等・平等であり、当選期数や年齢によって責任が異なるということはないからである。

合議体としての議会の機能を適正かつ効率的に果たしていくため、正副議長・正副委員長やその他の役職を置いている。こうした役職のうち、どの役職にどの程度の報酬上の加算をつけるかについては、職責の量的質的な度合いに応じて、一定の加算率を検討することが適当である。

議長については、地方自治法第104条により「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」とされており、他の議員とは明らかに異なる責任と権限を有している。

議会は、さまざまな政治信条や異なる考え方を持つ会派や議員の合議体であり、議長にはこれらの調整をはかりつつ、議会として意思を確定させることが求められており、このような役割は独任制の知事にはない、議長特有のものであると言える。

また、普通の議員と比べて、正副議長であることに付随する多くの役職があり、こうした実態に照らし、報酬上の加算を行うことには異論がないと考える。

そこで、次に加算率をどう考えるかが問題になる。

三重県における議員報酬額（条例本則）は、表V-1のとおり、特別職報酬等審議会設置直前の昭和38年以降現行額になるまで、議員を1とすれば概ね、副議長は1.1を若干下回り、議長は1.2を若干上回る比率で推移してきている。

これは、特別職報酬等審議会において他府県の状況や一般職の給与改定率などを参考に答申されてきた結果であり、そのような経過の中で、現行額は副議長1.08、議長1.23の比率となっている。

ちなみに、別添3に示されているように、財政力指数、面積、人口が三重県と近似している群馬県では、議員を1とすれば、副議長は1.11、議長は1.18と微妙に異なっており、他の県をみても議員に対する正副議長の加算率にはバラツキがある。

特別職報酬等審議会の答申による三重県議会の正副議長と議員の報酬額の比率は、根拠を確定することはできないものの、長年にわたって安定的に推移してきたということは事実であり、そこには相応の合理性があるものと認められる。

したがって、現時点でこの比率を変更すべき特段の事情は見当たらないことから、正副議長の加算率については、現行の比率を適用したらどうかという結論となった。

なお、三重県議会では、各種の委員長・副委員長についての役職加算はない。

その理由としては、正副委員長は議会内部での役職であり、正副議長のように対外的に議会を代表する立場ではないこと、会派間の調整により経験年数に応じて大半の議員が順次経験することなどがあげられ、三重県議会においては、検討の対象と捉えられてこなかった。

今回、正副委員長に対する役職加算についても議論となったが、議員ヒアリングの結果等をみても全体的には正副委員長の役職に加算をつけるとの意見は必ずしも多くなく、現時点では加算の提案は行わないこととした。

表V-1 議員の報酬額に対する議長・副議長報酬額の比率の推移

(単位:千円、%)

適用年月日	直前	S27. 1. 1	S27. 11. 1		S36. 10. 1	S38. 10. 1	S42. 1. 1	S43. 12. 1
議長	14	26	30		95	120	140	180
改定率	-	85.71	15.38		26.67	26.32	16.67	28.57
対議員比	1.4	1.625	1.364		1.267	1.2	1.217	1.161
副議長	12	20	25	略	85	110	130	170
改定率	-	66.67	25.0		30.77	29.41	18.18	30.77
対議員比	1.2	1.25	1.136		1.133	1.1	1.13	1.097
議員	10	16	22		75	100	115	155
改定率	-	60.0	37.5		36.36	33.33	15.0	34.78

	S45. 4. 1	S47. 4. 1	S48. 10. 1		S63. 1. 1	H2. 1. 1	H4. 1. 1	H6. 1. 1	H8. 1. 1
議長	220	280	360		800	850	920	970	1,020
改定率	22.22	27.27	28.57		9.59	6.25	8.24	5.43	5.15
対議員比	1.222	1.217	1.220		1.212	1.214	1.211	1.213	1.229
副議長	200	250	320	略	710	760	820	860	900
改定率	30	25.0	28.0		9.23	7.04	7.89	4.88	4.65
対議員比	1.111	1.087	1.085		1.076	1.086	1.079	1.075	1.084
議員	180	230	295		660	700	760	800	830
改定率	16.13	27.78	28.26		10.00	6.06	8.57	5.26	3.75

注 議長・副議長の対議員比は、議員を1とした場合の倍率

(5) 類似団体との比較

旧自治省の通達(「特別職の職員の給与について」(昭和43年10月17日自治給第九四号・各都道府県知事宛自治省行政局長))においては特別職報酬等審議会による審議おける資料項目として人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における状況が記載され、議会議員のみに係るものとしては、「議会費の前五力年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込」「当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較」「議会議員の活動状況(審議日数)」が指摘されている。三重県特別職報酬等審議会の審議でも、全国や類似団体の中での位置(第何位か)が論じられている。

本調査会としても、財政力指数をグループ分けの基準として三重県の条例本則における議員報酬と期末手当の年額の位置を調べた(資料参照)。三重県は、財政力指数(平成19年度~平成得21年度の平均)では0.5000~1.000未満のBグループ(17府県)に属するが、このグループに属する府県における議員報酬額が財政力指数の順位の通りに並んでいるわけではなく、出入りがある。三重県の位置の妥当性を実証することは難しい。類似団体といっても、それぞれを取り巻く環境や経緯・意向など諸条件が異なっているとわざるをえない。こうしたおおまかな順位付けは県民の納得を得るうえで有効であるが、議員報酬の水準を決めるうえでの決

め手となるとは考えにくい。

2 三重県における議員報酬水準のあり方

議員報酬のあり方（適正額）を検討するにあたっては、同じ公選職である知事との計数的な比較を行い、これによって算出される額について、十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が得られるかなどの視点からさらに検証を行い、必要に応じて補正を加えるという考え方をとってはどうか。

(1) 基本算定式

議員報酬＝知事の給料×職務活動時間による比率

ア 知事の給料

比較すべき知事の給料については、条例本則による額とすべきか、現時点における実際の支給額とすべきかが問題となりうる。

特例条例や条例附則による減額措置は、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況等を考慮して行われているものであって、その減額率そのものは政治的判断の結果である。

また、本調査会に期待されているのは、議員の活動内容に基づいた在るべき報酬額、つまり条例本則に定めるべき額を示すことであり、政治的な状況判断が必要であれば、その後に議会が独自に行うべきものとする。

したがって、比較すべき知事の給料は、条例本則による額（128万円）とする。

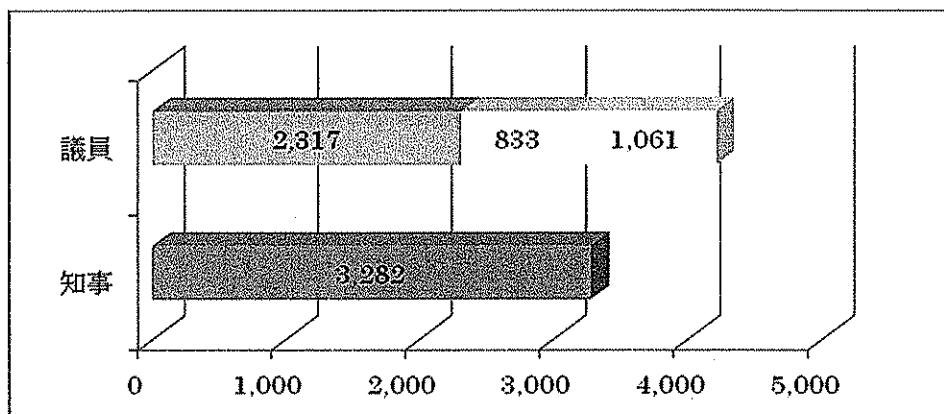
イ 職務活動時間による比率

以下により、知事を1とすれば、議員はほぼ0.7と考えることができる。

(7) 公務遂行時間の比較

平成22年9月1日～平成23年8月31日の知事の公務遂行時間を、議員と同様に3時間単位で算出すると、3,282時間であった。

図V-1 議員の活動時間と知事の公務時間の比較



※議員活動時間数は、総時間5,475時間から私的活動1,264時間を除いた時間

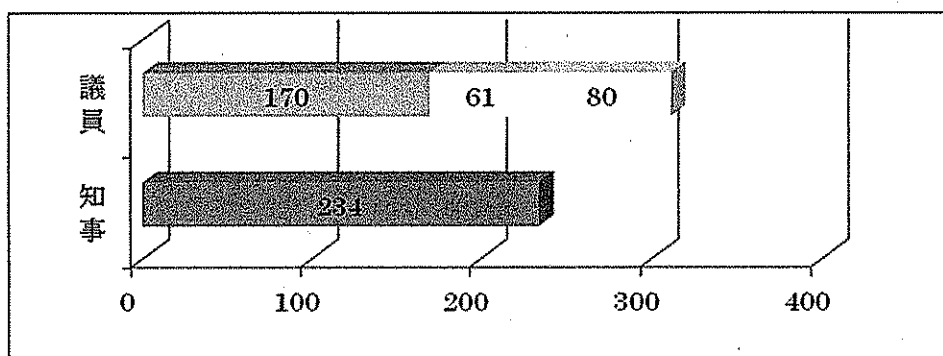
※公的支援の対象となる活動(緑)、公的支援の対象となるかは活動内容次第(黄)、公的支援の対象とならない活動(白)

知事の公務時間 3,282 時間を 1 とすれば、議員活動時間 2,317 時間(緑)の比率は 0.71 である。

(イ) 公務遂行日数の比較

議員の活動実態を分かりやすく表現したものとして、「6~9時の活動を除外し、1日12時間で集計する方法」により議員活動時間の日数換算を確認したが、同様の方法を知事の公務遂行時間にも行い、日数換算を行うと 234 日であった。

図V-2 6~9時を除外し、1日12時間で集計し、日数換算した比較

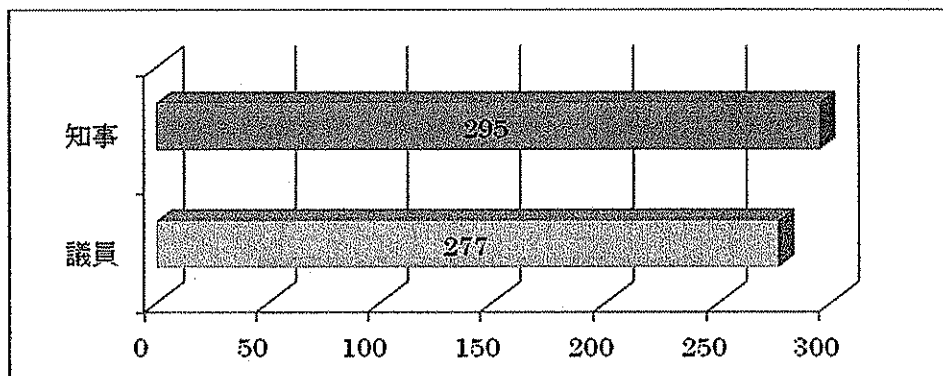


知事の公務遂行日数 234 日を 1 とすれば、議員の活動日数 170 日(緑)は 0.73 となる。

また、平成 22 年 9 月 1 日~平成 23 年 8 月 31 日で知事の公務がなかった日を除いた日数は、295 日であった。

同様の方法により、議員の活動で公的支援の対象となる活動がなかった日を除いた日数(平均)は 277 日であった。

図V-3 知事の公務日数と、議員の活動日数の比較



知事の公務日数 295 日を 1 とすれば、議員の活動日数 277 日(緑)は 0.94 となる。

1日を12時間として日数換算する方法は、実際にあった6時から9時の活動時間数を除外するという点で正確性を欠く。また、公務や公的支援の対象となる活動がなかった日を除いた日数の比較では、1日の活動時間の長短を考慮しないという点で実態を反映しない。

これらのことから、議員と知事との公務（活動）時間数の比較による方法が妥当と考える。

ウ 基本算定式による試算

議員報酬の基本算定式のうち、知事の給料×職務活動時間による比率で計算すると、議員報酬額は128万円×0.7=89.6万円になる。

現行の議員報酬額が83万円であるから、プラス6.6万円となる。

エ この基本算定式による議員報酬算定の留意点

第1に、かりに、議員報酬を知事の給料との比較考量で考える場合、知事の給料額を所与にして議員報酬額を決めることになれば、議員報酬の水準は知事の給料水準によって決まることになる。この場合、知事の給料水準の適否自体を問題にすることができない。議員報酬の水準を知事の給料水準によって説明するだけでよいのかが問題になりうる。

特別職報酬等審議会が知事の給料水準を決定する場合の検討項目には「一般職の職員の給与改定の状況」が含まれているが、これは、人事委員会勧告制度に基づく一般職の給与水準を斟酌することによって、社会情勢、民間給与、物価などの諸事情の変化を知事の給料水準にも間接的に反映させているものである。さらに、長年にわたって特別職報酬等審議会により検討、見直しを繰り返されてきた結果、現在の水準となっている点も考えれば、知事との比較にはそれなりの合理性があると考えられる。

さらに、かりに議員報酬の最高額が想定される議長の報酬が知事の報酬を上回るとか同額になるとは考えにくく、その意味で、議員報酬を知事の給料の一定比率で考えることが不合理とは言えないだろう。

公選職という共通性を重視し、議員報酬を知事の給料の一定比率とする考え方を厳格に適用すれば、知事の給料に関する条例改正に合わせて、議員報酬の改定もすることが筋ということになる。三重県では、下記の表に示されているように、両者は必ずしも連動していない。

表V-2 知事給料及び議員報酬の改定

(単位:千円)

適用年月日	H. 6. 1. 1	H. 8. 1. 1	H. 15. 1. 1	H. 18. 4. 1	H. 19. 4. 1
知事給料	1,280	1,310	1,310	1,290	1,280
議長報酬	970(0.76)	1,020(0.78)	1,020(0.78)	1,020(0.79)	1,020(0.80)
副議長報酬	860(0.67)	900(0.69)	900(0.69)	900(0.70)	900(0.70)
議員報酬	800(0.63)	830(0.63)	830(0.63)	830(0.64)	830(0.65)

※給料・報酬は月額 () は知事給料を1としたときの比率

平成6年から平成8年にかけては増額の連動がみられるが、平成15年から平成19年にかけては、知事の給料が下がっている中、議長・副議長・議員報酬が据え置かれたため、知事給料に対する議長等の報酬の比率は上がっている。

これは、特別職報酬等審議会において、一般職の給与が引き下げられる中、知事は一般職との均衡を最も重視すべき立場にあると判断されたのに対し、議員は一般職の給与水準の状況を必ずしも反映させなければならないものではないとし、据え置きが適当との判断がなされたことによるものである。

第2に、知事と議員との職責の違いをどのように織り込むかを検討しなければならない。議員報酬の算定にあたって、知事の給料×職務活動時間による比率の額に、さらに職責の違いの比率を乗ずるとすれば、上記における議員報酬額を下回る可能性が出てくる。そうなった場合、その額が十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が得られるかなどの視点から検討しなければならない。

三重県議会議員の活動実態からすれば、知事給料に対する0.7という比率は、「公的支援の対象となるかは活動内容次第(黄)」の部分を除いた時間を用いて得た比率である。除いた時間のうちには、各種行事への出席に費やした活動時間等が多く含まれており、独任制の知事とは異なり、合議機関の一員として行う活動時間については、報酬額算出の基礎数値から除外したという点で、いわば控えめな時間数である。

比率算出の対象とした知事の公務遂行時間数は、知事が独任制の代表であることから、全てが三重県のために必要なものであるという前提の下、内容を問わず公務時間として算定されたものである。

このことから、0.7という比率は、独任制の知事であるか、合議体の一員であるかの違いを一定程度反映したものと見てよい。「4年の任期の間、他の収入が一切なくても、その活動に専従できる条件をできるだけ整える方向で議員報酬のあり方を検討することが望ましい」とする本調査会の観点からは、0.7掛けは、県会議員としての職務を果たすための活動に費やされている時間・日数を報酬に反映させる比率として現実的で妥当な判断基準ではないかと考える。

(2) 議長・副議長に対する役職加算

議員報酬額89.6万円とすると、現行の加算率、議員1に対し議長は1.23、副議長は1.08を当てはめれば、議長は110.2万円、副議長は96.8万円となる。

(3) 算定額のさらなる検証

基本算定式によって導かれる議員報酬額は上記のとおりであるが、さらに次の2つの観点から検証を加える必要がある。

第1に、十分に議員の活動を保障するものであるかという点である。

議員の活動については、アンケートやヒアリングにより、これまでほとんど知られていなかった実態を相当程度把握することができたが、その一方で、活動内容は個人差が大きいというのに、広範、多岐にわたっており、かつ明確に区分することもで

きないことが明らかになった。

このため、報酬で保障すべき議員の活動範囲については、一定の幅を持って捉えるしかなく、これに要する経費を明示することも困難であると言わざるを得ない。したがって、本調査会としては、算定額はヒアリング結果等からみて最低限の保障はできる額と判断するものの、最終的には当事者である議員による検証が必要であると考えます。

第2に、県民の理解が得られるかどうかという点である。

算定にあたっては、さまざまな観点から、根拠となる資料や考え方を示しつつ、できる限り客観的、論理的に検討を行ってきたが、これに加えて、議員報酬については社会的関心が高く、高額すぎるのではないかとの批判もあることから、普通の生活者の感覚から乖離することも避けなければならない。

このためには、第1で述べた活動実態とこれに要する経費等について、十分に県民の理解を得るため、議員自らが説明責任を果たすことが求められている。